

令和7年度見せる復興に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託に係る仕様書

1.業務目的

本業務は、県の「首里城復興基本計画 - 基本施策1 正殿等の早期復元と復元過程の公開(見せる復興)」等の方針を踏まえ、コンテンツ等の体験を通じて公園利用者が琉球の歴史・文化および首里城の復興状況について学び、理解を深める機会を創出することを目的とする。

2.履行期限 契約締結日の翌日から令和8年2月27日までとする。

履行場所 那覇市首里

3.業務内容

本業務では、添付「展示構成」に基づいて、首里城公園内指定施設におけるデジタルコンテンツ等を制作する。

4.業務仕様

(1) 展示コンテンツ制作準備

① 展示コンテンツ制作に係る準備

- 展示コンテンツ一式を制作するために必要な資料について、沖縄県立博物館・美術館や(一財)沖縄美ら島財団等関係機関と調整を行い、状況確認及び使用許可等の手続きを行う。
- 有識者の監修体制の構築
 - 有識者の定義
 - 首里城に関する復興技術や、琉球王朝の歴史に知見のある者から、発注者と受託者が協議し選定する。
 - 琉球王朝の歴史に関する、芸術・歴史分野に関する知識を持ち、学芸員として15年以上の実績を持つもの。またはその分野の学問で博士号を有する者から選定する。
 - 役割は、有識者(内部監修者)、有識者(外部監修者)に分かれ、発注者と受託者が協議しそれぞれ1名選定する。
 - 有識者(内部監修者)の定義
 - 受託者は、有識者(内部監修者)を受託者内に取り込む体制を構築する。
 - 受託者の責務において首里城に相応しい品質のコンテンツ作成を担保することを目的とし、受託者は、有識者(内部監修者)による隔週2時間程度のサポートを受ける。(令和7年6月～翌年2月の間に合計30時間のサポート想定)
 - 展示構成(案)－②展示コンテンツ - 有識者主なサポート視点 に観点が指定されている展示コンテンツをサポートの対象とする。
 - 費用は、受託者による再委託等による支払を想定。
 - 有識者(外部監修者)の定義

- 受託者は、有識者(外部監修者)に対し、業務期間中に 2~3 回程度 (合計 10 時間) の監修会議を実施する。
- 有識者(内部監修者)のサポートが入る成果物に対する事実確認を目的とする。
- 費用は、受託者による謝礼金等による支払を想定。
- 有識者(内部監修者)及び国・県・管理運営者等の関係者意見を取り入れながら、展示構成(案) - ②展示コンテンツ - 展示内容 の詳細を決定する。
- コンテンツ制作に係る素材撮影が必要な場合、収録予定現場の下見や関係機関等との事前打合せを踏まえ、撮影スケジュール及び提出成果物を決定する。
- 取材先への申請手続きや調整等については、受託者が行う。

(2) 展示コンテンツ制作

① 展示コンテンツ一式の制作

- 添付「展示構成」に基づいて、有識者及び国・県・管理運営者等の関係者意見を取り入れながら、展示コンテンツ一式を制作する。
- 全ての展示コンテンツにおいて、展示コンテンツの内容に係る情報共有(レイアウト、説明文、動画の動きや効果等)を目的とした資料を作成のうえ、発注者による確認及び承諾を得る。
- 全ての展示コンテンツにおいて、展示構成 - ②展示コンテンツ - 利用開始時期に記載する指定の日までに、受託者により展示機器を用いて鑑賞可能な状態にする。
- 展示コンテンツ制作にあたっては以下の留意点を取り入れるものとする。
 - 1) 説明文作成
 - 多言語化に係る翻訳作業はネイティブチェックを入れる。
 - 2) 撮影
 - 撮影に使用するカメラは原則 4K 仕様とし、撮影日時、場所、方法などを発注者と調整後、撮影を実施する。
 - 撮影した内容について撮影一覧表を作成し、素材映像に撮影日毎撮影内容のキャプションを付けて整理を実施する。
 - 3) 動画・静止画に係る編集について
 - 映像編集にあたっては、必要に応じテロップや動画等を制作するなど、分かりやすい内容になるよう工夫する。
 - 必要に応じてナレーション、効果音、音楽などを整音し、音データを制作する。
 - 4) その他
 - その他上述に明示されていないことでも業務遂行に必要とされる業務は、事前に発注者と協議の上実施する。

(3) 3D 点群データ計測

添付「展示構成」に基づいて、計測を行う。

(4) 関係機関調整

- ① 行政関係等との調整（4回）
 - 1) 国・県・管理運営者等の関係者へ、展示コンテンツの内容に係る情報共有を実施する
- ② 有識者(外部監修者)監修
- ③ 議事録の作成
- ④ 有識者(外部監修者)への旅費等(交通費)及び謝礼金の支払い

(5) 打ち合わせ協議

本業務を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ・協議を行う。

- ① 業務着手時
- ② 中間打ち合わせ(4回)
- ③ 成果品納入時(業務完了時)

(6) 効果検証

当年度導入・更新したコンテンツの効果検証の計画・検証実施・検証結果報告及び、将来に向けた改善提案を行う。

- 効果検証は50組の対象にアンケート等を実施すること。
- 効果検証結果は業務完了報告書に含めること。

(7) 報告書作成

業務完了にあたっては、業務完了報告書及び経費の支払い及び関係証拠書類を作成する。

5.成果品

受託者が提出すべき成果物等は表のとおりとする。

表 成果物等一覧

① 撮影素材	1 式
② デジタルパネルおよび動画の完成作品	1 式
③ パネルボード	1 式
④ パネルボードデータ(印刷データ・デジタル化データ)	1 式
⑤ ナレーション完成原稿	1 式
⑥ 3D 点群データ	1 式
⑦ 打ち合わせ協議 議事録、有識者監修結果	1 式
⑧ 業務報告書	1 式
⑨ 支払確認書類	1 式
⑩ SSD(上記の電子データを入れて提出。ただし③を除く。)	1 式
⑪ その他発注者が業務に関するものとして指示したもの	1 式

6. 著作権・特許等

- (1) 受託者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む財産権）を、発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、発注者の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て発注者での利用若しくは第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。ただし、公共機関から貸与したものは除く。
- (4) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託者において責任を負うものとする。

7. 再委託について

上記業務の一部については再委託を可能とするが、業務を実施する 10 日前までに再委託承認申請書を発注者に提出するとともに、事前に書面による発注者の承認を受けるものとする。ただし、以下の簡易かつ容易な業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

- 資料の収集・整理
- 複写・印刷・製本
- 原稿・データの入力及び集計

また、以下に示す契約の主たる部分については、再委託をしてはならない。

- 契約金額の 50%を超える業務
- 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務

9. その他

- (1) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。
- (2) 本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、発注者の指示を受けなければならない。